

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

沼津市では、平成23年4月1日現在、清掃員、調理師、事務補、補助看護師、作業員、自動車運転手など、170人の技能労務職員が在職しています。

これらの技能労務職員の給与等について、現状と今後の取組みを公表します。

1 現状

① 年度別職員数

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
人数	235	222	208	193	183	170

② 平成23年度 職種ごとの年齢別職員数

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	合計
合計		1		1	10	10	18	23	32	36	39	0	170
清掃員		1		1	2	5	13	16	18	18	11		85
調理師					2	2	4	3	10	13	12		46
事務補					4	2	1		1	2	3		13
補助看護師											6		6
作業員					1			1	1		4		7
自動車運転手										1	1		2
その他					1	1		3	2	2	2		11

③ 職種ごとの職員数、平均年齢、平均給与等の状況（民間比較）

区分	沼津市				民間			参考
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
合計	170	49.4	335,618	427,939	—	—	—	—
清掃員	85	48.2	347,813	486,520	廃棄物処理業従業員	44.6	290,600	1.67
調理師	46	51.1	310,837	345,145	調理士	41.4	278,400	1.24
事務補	13	45.3	322,143	353,006	—	—	—	—
補助看護師	6	58.5	341,617	389,036	—	—	—	—
作業員	7	51.8	346,238	390,822	—	—	—	—
自動車運転手	2	56.1	343,519	372,780	自家用乗用自動車運転者	58.4	189,100	1.97
その他	11	48.7	349,474	464,932	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	沼津市(C)	民間(D)	C/D
合計	6,621,125	—	—
清掃員	7,423,647	4,035,300	1.84
調理師	5,488,684	3,737,900	1.47
事務補	5,533,655	—	—
補助看護師	6,179,801	—	—
作業員	6,085,690	—	—
自動車運転手	5,984,286	2,620,200	2.28
その他	7,138,022	—	—

④ 職種ごとの給料表級別分布(行政職給料表)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	合計
合計	4	12	74	72	8	170
清掃員	1	4	29	43	8	85
調理師	1	4	34	7		46
事務補	2	2	3	6		13
補助看護師			2	4		6
作業員		1	2	4		7
自動車運転手			1	1		2
その他		1	3	7		11

※「平均給料月額」は、基本給の平均値です。

※「平均給与月額」は、基本給及び諸手当（扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等）の合計の平均値です。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成20年～22年の3ヶ年平均）を使用しています。

※民間の職種等の比較に当たっては年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではありません。（たとえば、民間の数値にはパートやアルバイト等も含まれています。）

※年収ベースの「沼津市C」及び「民間D」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに沼津市においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

2 基本的な考え方

沼津市では、平成19年4月1日より給与構造改革を実施し、職員の給料水準を概ね4.8%引き下げたほか、給与制度全般の見直しを行うなど、給与の適正化に向けた取組みを進めてきました。

このような中、平成19年7月6日付の総務省通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」を受けて、技能労務職員の給与等について、あらためて適正化に向けた取組みを進めることとしました。

取組みに当たっては、国や県、他市の状況はもとより、民間の類似の職種に従事する者との均衡に留意し、また、市民の理解と納得が得られるよう、適正な給与制度とその運用となるように努めていきます。

3 具体的な取組み内容

ア. 給料

現在、人事院勧告に基づいた国の行政職(一)給料表を適用していますが、今後も、上記の基本的な考え方に則り、取組みを進めていきます。

イ. 手当

住居手当、通勤手当、特殊勤務手当など各種手当の見直しを随時行い、今後も、上記の基本的な考え方に則り、取組みを進めていきます。

ウ. 昇給基準

人事評価制度の導入について検討を進め、昇給基準をはじめとする給与処遇に適切に反映できるよう、取組みを進めていきます。

4 その他

沼津市行政改革プランと歩調を合わせ、民間委託化に関連して、職員の適正配置や事務事業の見直し等について、取組みを進めていきます。